

## とちぎSDGs推進企業登録マーク使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、とちぎSDGs推進企業登録制度実施要領の11により、とちぎSDGs推進企業登録マーク（以下「登録マーク」という。）の使用及び管理に関し、必要な事項を定める。

### (登録マークに関する権利)

第2条 登録マークの著作権等一切の権利は、栃木県に属する。

### (使用の範囲)

第3条 登録マークを使用できるのは、次の各号に定める者とする。

- 1 とちぎSDGs推進企業登録制度の登録企業等
- 2 その他、栃木県が使用を認めた者

### (使用条件)

第4条 前条に定める者は次の各号に掲げる内容を遵守し、SDGsの普及・啓発のため、登録マークを使用することができる。この場合において、栃木県への使用申請は要しない。

- 1 デザインの一部使用や縦横比率の変更など、デザインを加工して使用してはならない。ただし、登録マーク下部にある「とちぎSDGs推進企業 登録マーク」の文字の表示は推奨するものとし、書体の指定はないものとする。
- 2 登録マークを商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用してはならない。
- 3 登録マークにより商品やサービスに一定の認証などがあるように使用してはならない。
- 4 前2号に掲げるほか、消費者などの誤解を生むように使用してはならない。
- 5 栃木県の信用や品位を害するおそれのあることに使用してはならない。
- 6 特定の政治、思想又は宗教活動に使用してはならない。
- 7 法令や公序良俗に反するおそれのあることに使用してはならない。

### (使用料)

第5条 登録マークの使用料は無料とする。

### (損失補償等の責任)

第6条 栃木県は、登録マークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

### (その他)

第7条 この規程は、栃木県が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、規程が変更された場合、使用者は変更後の規程に従わなければならない。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。